

【振動規制法】 特定建設作業に関する指定地域

区域の区分	当てはめる地域
第 1 号区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち、川内地域内において指定されている 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 このほか、別紙図面に実線で表示する範囲にあって、 第 2 号区域に属さない区域
第 2 号区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち、川内地域内において指定されている 工業地域 工業専用地域 別紙図面に青色で表示する区域

注 1) 第 2 号区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80メートル以内の区域については、**第 1 号区域**とします。

注 2) 都市計画法に基づく用途地域については、薩摩川内市ホームページにある地図サービスの都市計画図から確認できます。

振動規制法区域指定図
【特定建設作業】

※ この図面は、用途地域の定めがない地域に指定されている
第2号区域を示したものです。

〔平成26年10月9日以前
の川内都市計画区域〕

凡 例	
第2号区域	

